

## 鳥取県広報連絡協議会運営支援事業補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出

(4月5日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)

### 3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

### 4. 実績報告書提出

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

- ・概算払い(4月、7月、10月、1月)
- ・実績報告書提出後、精算実施

資料提出・問い合わせ先

令和の改新戦略本部 広報課

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

0857 - 26 - 7097 kouhou@pref.tottori.lg.jp